

長町地域活性化協議会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、長町地域活性化協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、歴史ある長町において、人情味や下町情緒などの古くからのまちの個性を大切にしながら、新しい魅力や文化を生み出し、魅力的なまちとして子どもたちにつないでいくため、関係する地域組織やまちづくり活動団体、住民、関係機関と連携し、長町地域のまちづくりを推進することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、別図に定める区域（以下「長町商店街エリア」という。）及びこれに関連する地域を対象に、次の活動を行う。

- (1) まちづくりに関する方針の検討及び関係者との共有
- (2) 賑わい創出の推進や地域交流の促進
- (3) 公共空間利活用の推進
- (4) まちづくりに関する情報共有・情報発信
- (5) 会員相互の交流促進
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

(会員の種類)

第4条 本会の会員は、正会員、準会員及び特別会員により構成する。

2 会員は、反社会的勢力に該当しないこと及び反社会的勢力との一切の関係を有していないことを要する。

3 正会員は、第2条の目的及び第3条第1号で定めるまちづくりに関する方針に賛同する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 長町商店街エリア内において、事業用の土地又は建物を所有する個人又は法人
- (2) 長町商店街エリア内において、店舗、事業所又は事務所を構え、運営している個人事業主、法人又は団体
- (3) 長町駅前商店街振興組合、サンカトゥール商店街振興組合、長町一丁目商店街振興組合及びこれらの構成員
- (4) 長町地区町内会連合会
- (5) 長町商店街エリア内にその区域の全部又は一部を含む町内会や自治会（マンション管理組合を含む。）
- (6) 長町商店街エリア内のまちづくりを目的とする団体その他の者であって、役員会が認めるもの

4 準会員は、第2条の目的及び第3条第1号で定めるまちづくりに関する方針に賛同する者であって、正会員又は特別会員に該当しない個人、法人又は団体とする。

5 特別会員は、第2条の目的及び第3条第1号で定めるまちづくりに関する方針に賛同する学識経験者、公的機関その他これらに準ずる者とする。

(入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、会長の承認を経て会員となる。ただし、会長が役員会で協議する必要があると認めるときは、役員会の議決により入会の可否を決定する。

(経費等の負担)

第6条 正会員及び準会員は、次に定める年会費を支払わなければならない。

- (1) 正会員 年額5千円
- (2) 準会員 年額5千円

2 前項にかかわらず、役員会の承認があるときは、年会費を免除することができる。

(変更)

第7条 会員は、会員種別、会員登録名称、住所、メールアドレス等に変更が生じた場合には、別に定める変更届により、変更手続きを行うものとする。

(退会)

第8条 本会から退会を希望する会員は、別に定める退会届を会長に提出して、退会することができる。この場合、既納の年会費は返還しないものとする。

(除名)

第9条 会員が、本会の名誉を傷つける行為又は本会の目的に反する行為等をしたとき、その他会員としてふさわしくないと判断されたときは、役員会の議決を経て、会長はこれを除名することができる。この場合、既納の年会費は返還しないものとする。

第3章 役員

(役員の種別及び選任)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監査 2名以内

2 前項に定める役員は、総会の議決により正会員の中から選任する。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代行する。
- 3 幹事は、会長及び副会長を補佐し、本会の執行に当たる。
- 4 監査は、本会の業務執行及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員の欠員により新たに選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、前二項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期満了後、最初の通常総会が終結するまで、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、任期中であっても総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 職務の遂行に耐えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

第4章 会議

(種別)

第14条 会議は、総会と役員会とする。

(総会)

第15条 総会は、通常総会と臨時総会とし、正会員をもって構成する。

- 2 通常総会は、会計年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、役員会で必要があると認める場合に開催する。
- 4 総会は、本規約に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
 - (1) 規約の変更
 - (2) 解散又は合併
 - (3) まちづくりに関する方針の決定
 - (4) 本会の事業計画及び収支予算の承認
 - (5) 本会の事業報告及び決算の承認
 - (6) その他役員会が必要と認める重要事項
- 5 総会は、第24条に基づく関係団体等からの活動計画又は活動報告に対して意見を述べることができる。
- 6 総会は、正会員の2分の1以上が出席しなければ成立しないものとする。また、議決は、出席した正会員の過半数の賛成によるものとし、可否同数の場合は議長が決する。
- 7 準会員及び特別会員は、総会に出席することができる。

(役員会)

第 16 条 本会の活動を円滑に行うため、役員会を置く。

2 役員会は、役員をもって構成する。

3 役員会は、本規約に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議又は報告すべき事項
- (2) 協議事項の調整
- (3) 規則の制定又は改廃
- (4) その他、本会が活動を行うために必要な事項

4 役員会は、役員の 2 分の 1 以上が出席しなければ成立しない。また、議決は、出席した役員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(招集)

第 17 条 会議は、会長が招集し、議長は会長がこれに当たる。

2 前項の規定にかかわらず、会議は、会長が適当と認めたときには、書面又は電磁的方法により開催することができる。

(書面表決等)

第 18 条 総会に出席できない正会員又は役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員又は役員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、当該正会員及び役員は、第 15 条第 6 項、第 16 条第 4 項の規定の適用については出席したものとみなす。

(専門家等の出席)

第 19 条 会長が必要と認める場合は、学識経験者等の専門家及び仙台市等関係行政機関の職員等に対し、会議への出席を求め、その意見等を聴くことができる。

第 5 章 事務局及び会計

(事務局)

第 20 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の運営は、総会の議決を得て委託できるものとする。

3 事務局の所在地、組織及び運営に関し必要な事項は、役員会において別に定めることができる。

(会計)

第 21 条 本会の会計年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。

2 本会の経費は、会費、寄附金、補助金、その他の収入をもってこれに充てる。

(事業計画及び収支予算)

第 22 条 本会の事業計画及び収支予算については、毎会計年度開始日の前日までに会長が作成し、役員会の承認を経て、当該会計年度開始後最初に開催される通常総会に提出し、その承認を受けなければならな

い。

- 2 やむを得ない事由により前項の承認を得ることができないときは、会長は、その承認を得るまでの間、前年度の予算に準じて収入支出をすることができる。ただし、重要な財産の取得及び処分並びに多額の借入れを行うことはできない。

(事業報告及び決算)

第 23 条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が書類を作成し、監査の確認を受けた上で、役員会の承認を経て通常総会に提出し、その承認を受けなければならない。

第 6 章 関係団体等における活動

(活動計画及び活動報告)

第 24 条 関係団体等は、第 2 条の目的に資する活動を実施する際、必要に応じ本会の意見を求めることができる。

- 2 前項の意見を求める場合、活動計画又は活動報告を作成し、役員会の議決を経た上で、総会に報告するものとする。

第 7 章 その他

第 25 条 本規約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、役員会の議決を経て別に定める。

付則

付則 1 本規約は、令和 8 年 7 月 7 日から施行する。

